

# 平成22年度建設工事等に係る入札・契約制度の改善取組について

## 1 目的

現在は百年に一度の経済不況下にあり、三木市においても、不況が続く中、景気の回復傾向もまだ見えておらず、建設業界においては公共工事の受注金額が伸び悩み大変厳しい状況が続いています。

当面、市内業者のみに発注を行なうことにより、さらなる市民生活の安定と雇用の確保を実現するため入札制度の改善に取り組みます。

## 2 改善項目

### ① 地域産業の活性化及び地元企業の育成

緊急経済・雇用対策措置として、当面、市内企業の受注機会の一層の拡大を図るため、市発注建設工事の指名競争入札においては、市内に本店を置く企業のみを指名します。

### ② 最低制限価格制度

安全対策を徹底し工事の品質確保を図るため、最低制限価格（N）を見直し、その算定式を次のとおり公表します。〔特殊な工事を除く〕

現 行	見直し後
$N = \text{直接工事費} \times 0.95$	$N = \text{直接工事費} \times 0.95$
+ 共通仮設費 $\times 0.9$	+ 共通仮設費 $\times 0.9$
+ 現場管理費 $\times 0.6$	+ 現場管理費 $\times 0.7$
+ 一般管理費 $\times 0.3$	+ 一般管理費 $\times 0.3$

## 3 実施時期

平成22年8月1日以降に公告又は通知する一般競争入札及び指名競争入札から実施します。